

第三次 守谷市子ども読書活動推進計画

(平成29年度から平成33年度)

守谷市教育委員会

平成29年5月

守 谷 市 民 憲 章

わたしたちは、利根・鬼怒・小貝の清流と豊かな緑につつまれた歴史と伝統に輝く守谷の市民です。

この郷土を愛し、健康で明るく住みよい文化都市を目ざして、ここに市民憲章を定めます。

1. 水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
1. 豊かな心を育て、体をきたえ、健康なまちをつくります。
1. 教育文化をたかめ、個性をのばし、うるおいのあるまちをつくります。
1. 明るい家庭をきずき、きまりを守り、平和なまちをつくります。
1. 互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。

目 次

はじめに

第1章 第二次計画の成果と課題	1
1 第二次計画の取組	1
2 第二次計画の成果と課題	1
3 総括	5
4 第二次計画行動目標実績	7
第2章 第三次計画の基本方針等	9
1 基本方針	9
2 計画の対象	10
3 計画の期間	10
第3章 子どもの読書活動の推進のための方策	11
1 学校図書館のサービス充実	11
2 家庭、地域、学校における読書活動の充実	12
3 子どもの読書活動の理解を高めるための普及活動の継続	14
第4章 方策の効果的な推進に必要な事項	15
1 推進体制	15
2 第三次計画における行動目標	15
◇ 用語解説	18
資料編	24
1 子どもの読書活動に関するアンケート調査	25
2 市内子ども読書活動実施施設に関するアンケート調査	57
3 第三次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置に関する 要綱	83
4 第三次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会委員	85
5 子どもの読書活動の推進に関する法律	86
6 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する衆議院文部科学 委員会における附帯決議	89

はじめに

読書は、子どもたちが人生をより豊かに生きるための力を身に付ける上できわめて重要です。しかしながら、様々な情報メディアの発達・普及により、子どもたちの周りには魅力的な電子機器が溢れ、電子媒体から容易に情報を収集できる環境にあります。このような状況下でありながら、国・県・市町村の読書向上に対する取組の継続により、平均読書冊数は上昇傾向にあります。

当市が「第二次守谷市子ども読書活動推進計画（以下、「第二次計画」という）」を策定した5年前は、学校読書調査※1によると、1か月間に本を読んだ冊数の平均は、小学生が9.9冊、中学生が3.7冊、1か月に1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生6%、中学生16%でした。平成28年6月の同調査によると、1か月間に本を読んだ冊数の平均は、小学生が11.4冊、中学生が4.2冊。また、1か月に1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生4.0%、中学生15.4%となりました。今回実施したアンケートの結果からも同様の傾向が見られ、子どもの読書活動が改善されていることが見て取れます。

守谷市では、平成19年3月に「守谷市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）、平成25年2月には「第二次計画」を策定し、子どもがあらゆる機会と場所で、自主的な読書活動を行うことができることを目指してきました。

平成28年4月から図書館に指定管理者制度※2が導入され、民間会社が運営を担い、これまでの図書館事業を継承・継続することとなりました。図書館事業はもとより、子ども読書活動推進についても、図書館と学校、教育委員会が相互に連携協力して実施していくことが、計画を推進する上で大変重要になります。

このため、教育委員会は、これまでの成果や課題を踏まえ、更なる子ども読書活動の推進を図るため、時代に合った形に改訂した、「第三次守谷市子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）を策定するものです。

子ども読書活動推進におけるこれまでの経緯

区分	時 期	内 容
国	平成12年	「子ども読書年」採択
国	平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
国	平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
県	平成16年3月	「いばらき子ども読書活動推進計画」策定
国	平成17年7月	「文字・活字文化振興法」制定
国	平成18年12月	「教育基本法」改正
市	平成19年3月	「守谷市子ども読書活動推進計画」策定
国	平成19年6月	「学校教育法」等教育三法改正
国	平成20年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）策定
国	平成20年6月	「図書館法」改正
県	平成22年1月	「いばらき子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）」策定
国	平成22年	「国民読書年」制定
国	平成24年	「著作権法」の改正
市	平成25年2月	「第二次守谷市子ども読書活動推進計画」策定
国	平成25年5月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）策定
国	平成26年1月	「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の開始
国	平成27年4月	「学校図書館法の一部を改正する法律」の施行
県	平成27年3月	「いばらき子ども読書活動推進計画（第三次推進計画）」策定
市	平成28年3月	「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（閲覧、複写）の開始

第 1 章 第二次計画の成果と課題

1 第二次計画の取組

「第二次計画」では、「第一次計画」の成果をベースに、更なる子どもの読書活動の推進を図るため、大きく 3 つの柱を設定し取り組みました。

- 〔1〕 学校図書館のサービス強化
- 〔2〕 家庭，地域，学校における読書機会の提供・読書環境の整備
- 〔3〕 子どもの読書活動の理解を高めるための普及活動

2 第二次計画の成果と課題

〔1〕 学校図書館のサービス強化

- (1) 予算の一元化
- (2) 備品等の整備
- (3) 図書の計画的整備
- (4) 学校への団体貸出及び学校間相互利用の推進
- (5) 学校間相互利用の規程の作成
- (6) 学校図書館利用のためのオリエンテーションの実施
- (7) 学校図書館奉仕員の勤務体制の見直し
- (8) 学校図書館奉仕員同士のコミュニケーション機会の提供
- (9) 学校図書館を計画的に利用するための研究

【行動内容及び成果】

- (1) 計画策定当初は図書館に一元化を目指していましたが，平成 28 年 4 月から図書館が指定管理者による運営となったため，平成 28 年度からは学校図書館に関する予算を学校教育課に一元化しました。
- (2) 学校図書館の修繕要望等に対し，迅速な対応を心掛け読書環境の整備に努めました。
- (3) 学校図書館図書標準を達成している学校は，平成 28 年度当初で 13 校中 10 校となっています。適切な選書，除籍を行いなが

ら、標準冊数の達成度に合わせた予算措置を講じました。

- (4) 学校図書館奉仕員※3 が学校図書館の資料から利用できる資料を選び出し、不足分をインターネット経由で図書館に直接予約するように変更しました。このことにより、学校への貸出冊数が減少する傾向にありますが、学校図書館の本を有効活用することにつながりました。また、団体貸出マニュアルを作成しました。

学校間相互利用については、平成24年度から毎年度利用が伸びており、学校図書館資料の有効活用が図られています。

- (5) 学校間相互利用規程を作成し、新着による制限と内容による制限についてのルールを明確化しました。相互利用は子どもたちのリクエストに応える目的で行っているため、学校での購入や学校図書館で内容制限が掛かるような本に関しては、直接図書館にリクエストするよう指導しました。
- (6) 各学校において、学校図書館奉仕員が児童・生徒に対し、学校図書館利用のためのオリエンテーションを実施するようになりました。
- (7) 中学校の学校図書館奉仕員の勤務時間延長を検討してきましたが、当初の計画を達成できませんでした。
- (8) 毎年1回、学校図書館奉仕員と図書館職員の意見交換会を実施していましたが、システム更新に関する説明と図書館の指定管理者への移行スケジュール等の説明などにより、平成27年度は2回開催しました。うち1回は、教職員の学校図書館部会研修会終了後に開催し、司書教諭※4にも参加してもらい、両者のコミュニケーションを図りました。また、「もりやスクールコミュニケーション」※5を利用し、相互利用に関する依頼をはじめ、学校図書館奉仕員同士が日常的に意見交換や業務相談ができる環境を整えました。
- (9) 教職員の学校図書館部会において年次計画を作成し、それに基づいた実践の報告や共有を図りました。また、夏休みには学校図書館の利用に関する研修会を実施し、図書館職員が講師として参加しました。

【課題】

学校図書館に関する予算が学校教育課に一元化されたことにより、学校図書館奉仕員への指導・管理や図書館（指定管理者）との連携体

制を構築していく必要があります。

〔２〕家庭，地域，学校における読書機会の提供・読書環境の整備

- (１) おはなし会の充実
- (２) 絵本や読み聞かせの推進
- (３) ブックスタートの継続的な実施
- (４) ブックトークの実施
- (５) パネルシアターの普及推進
- (６) おはなしボランティア養成講座及び研修の実施
- (７) 行事や企画の充実
- (８) 障がいのある子どもへの読書活動の推進
- (９) 朝の読書活動の継続
- (10) 読書目標を達成した子どもの表彰
- (11) 地区文庫活動を行う団体への支援
- (12) 各種研修会などへの積極的参加

【行動内容及び成果】

- (１) 図書館，地域，学校においてボランティアの協力を得て，おはなし会や読み聞かせを定期的に実施しました。読み聞かせボランティア等の派遣を希望した施設に対し，ボランティアとの調整を図り派遣を依頼し，継続的な活動に結び付けました。
- (２) 幼稚園，保育所等の各施設において，読み聞かせが保育の中で活発に行われました。
- (３) 毎年，新規ボランティアの募集，研修及び調整を行い，ブックスタート※６の継続的な実施に努めました。
- (４) 毎年４月に開催される教育委員会活動方針説明会において，教職員へ図書館サービスの利用を促しました。また，おはなしボランティアステップアップ講座において，ブックトーク※７に関する研修会を開催し，おはなしボランティアや学校図書館奉仕員の技術習得支援に努めました。このことにより，少数ながら，学校図書館奉仕員がブックトークを実施する学校が出てきました。
- (５) パネルシアター※８の購入及び読み聞かせおはなしボランティアのステップアップ講座で，パネルシアターに関する研修会を開催し，

普及に努めました。タイトルの増加と研修会開催により、利用回数が増加しました。

- (6) 毎年、読み聞かせボランティア養成講座を開催し、新たなボランティアの養成に努めました。平成24年度に開催した養成講座生の中から新たなボランティア団体が組織され、活動を開始しました。講座終了時に既存の団体の紹介にも努め、ボランティアへの参加を促しました。
- (7) 定期的に行っていたおはなし会は年間約126回（平成27年度実績）、その他絵本作家による講演（おはなし）会や夏休み及び図書館まつりにおける図書館見学会や工作等を実施することにより、図書館を日常的に利用していない市民にも図書館を身近に感じてもらう、読書のきっかけづくりとなるよう努めました。
- (8) 特別支援学級の授業において、学校図書館の絵本等が有効に活用されました。
- (9) (10) 朝の読書活動※9の継続、読書目標を達成した子どもの表彰については、市内小中学校13校で継続しました。
- (11) 大野・高野地区文庫に対して、選書ツールの提供と図書費の補助を行いました。
- (12) 茨城県図書館協会が主催した研修会「アクティブラーニングを支える公共図書館と学校図書館の連携」に、参加しました。開催日時の関係で教職員の参加は難しい現状にありましたが、学校図書館奉仕員が積極的に参加しました。

【課題】

地域、学校等で読み聞かせやおはなし会が日常的に開催されるようになりましたが、そこにはボランティアの協力が必要不可欠です。図書館は、自らの活動とともにボランティアの育成と支援に努め、協働の活動を継続する必要があります。

〔3〕子どもの読書活動の理解を高めるための普及活動

- (1) 子ども読書の日や守谷親子読書の日での普及活動
- (2) ホームページの充実
- (3) 家庭教育講座等での読書活動の指導

(4) 市内の書店との協力

【行動内容及び成果】

- (1) 子ども読書の日※10 や守谷親子読書の日※11 には、おはなし会を実施しました。また、月 1 回発行の図書館だよりにおはなし会の予定を掲載し、多くの方におはなし会に参加していただきました。
- (2) 図書館のホームページに学校支援ページを立ち上げました。また、学校のホームページから学校及び図書館の蔵書検索ができるようになりました。
- (3) 平成 27 年度から、家庭教育講座※12 において毎年 1 回読書に関する講座を開催し、子育て世代に対する読書啓発に努めました。
- (4) 市内の書店閉鎖等もあり、書店との十分な連携を図ることができませんでした。

【課題】

子ども読書の日や守谷親子読書の日におはなし会等を開催し、子ども読書活動推進の周知に努めたが、まだまだ家庭に普及するには至っていません。ブックスタート、おはなし会等をはじめ、あらゆる機会を利用して子ども読書活動推進の周知を図っていく必要があります。

3 総括

平成 25 年 2 月に策定した「第二次計画」に基づき、家庭、地域、学校において更なる子どもの読書活動の推進を図るため、それぞれの機関が連携、協力しながら取り組んできました。

学校においては、朝の読書活動の継続と、学校図書館奉仕員の勤務体制の継続により、児童・生徒が日常的に学校図書館を利用できる環境が整いました。

図書館、保育所、認定こども園、幼稚園、児童センター等において、おはなし会や読みきかせが活発に行われました。各施設の職員のみならず、おはなしボランティアの活発な活動により、子どもが本に親しむ機会や環境が十分に整いました。既存のおはなしボランティア「お

話まっぼっくり」が平成２７年度に子どもゆめ基金※**13**の助成を受け、「絵本の読み聞かせボランティア養成講座」を図書館で開催したことは、ボランティアの活動の中でも特筆すべき点です。図書館、児童センター等でのおはなし会の実施とともに、後進の指導やボランティア育成という視点での活動も行う団体です。お話まっぼっくり以外にも、**7**団体が図書館おはなしボランティアとして登録していただいています。各グループが研鑽を積みながら、それぞれの特色を生かしたおはなし会を開催し、子どもの読書活動推進に大きく貢献しています。

年月の経過とともに世代交代等があっても、今後もボランティアが永続的に活躍できる環境を維持することは、行政の大きな使命であることは言うまでもありません。このように、市内のあらゆる場において高い水準の読書環境が整った中で、今後も読書推進体制の継続、拡充を図っていくことになります。

おはなしボランティア登録団体（H29.4.1現在）

団 体 名	結成年
お話まっぼっくり	S60
おはなしクラブわらべ	H 7
おはなししゃぼんだま	H19
おはなしの泉	H20
こぐまのおうち	H21
おはなしモリモリ	H23
おはなしどんどこどん	H24
おはなしぐうちょきぱあ	H29



第二次計画行動目標実績

基本方針	具体的な取組	指 標	現状値	実績	実績	実績	実績	目標値	所管
			H23※	H24	H25	H26	H27	H 2 8	
1. 学校図書館のサービス強化	(1) 予算の一元化	資料費等の予算の移管	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	図書館 学校教育課 指導室
	(2) 備品等の整備	学校図書館の修繕校数	2 校	0 校	0 校	1 校	0 校	6 校	学校教育課
	(3) 図書の計画的整備	学校図書館図書標準の達成校	1 1 校	9 校	1 2 校	1 0 校	1 0 校	1 3 校	学校教育課 図書館
	(4) 学校への団体貸出及び学校間相互利用の推進	学校図書館への団体貸出冊数	3, 4 2 0 点	3, 2 7 4 冊	4, 7 3 1 冊	6, 0 7 7 冊	2, 5 6 0 冊	7, 0 0 0 点	図書館
		学校間の借受・貸出冊数	6 1 9 冊	約 6 8 0 冊	約 7 8 0 冊	8 0 5 冊	7 3 7 冊	8 0 0 冊	図書館
	(5) 学校間相互利用の規定の作成	規定の作成	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	学校教育課 図書館
	(6) 学校図書館利用のためのオリエンテーションの実施	オリエンテーションの実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	指導室 図書館
	(7) 学校図書館奉仕員の勤務体制の見直し	1 校当たりの学校図書館奉仕員の出勤日数	小学校：週 5 日 中学校：週 3 日	小学校：週 5 日 中学校：週 3 日	小学校：週 5 日 中学校：週 3 日	小学校：週 5 日 中学校：週 3 日	小学校：週 5 日 中学校：週 3 日	週 5 日	図書館
		1 校当たりの 1 日の従事時間数	小学校：4 時間 中学校：3. 5 時間	小学校：4 時間 中学校：3. 5 時間	小学校：4 時間 中学校：3. 5 時間	小学校：4 時間 中学校：3. 5 時間	小学校：4 時間 中学校：3. 5 時間	5 時間	図書館
	(8) 学校図書館奉仕員同士のコミュニケーション	意見交換会の実施	年 1 回	年 1 回	年 1 回	未実施	年 1 回	年 3 回	図書館
	(9) 朝の読書活動の継続	学校図書館を計画的に利用するための研究会の実施	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 2 回	年 3 回	指導室
2. 家庭・地域、学校における読書機会の提供・読書環境の整備	(1) 行事や企画の充実	おはなし会の回数（図書館）	年 6 7 回	年 9 2 回	年 1 0 3 回	年 1 0 9 回	年 1 0 3 回	年 8 0 回	図書館
		おはなし会の回数（小学校）	7 校	7 校	4 校	2 校	未実施	9 校	図書館
		おはなし会の各クラブの実施数（回）（放課後子どもプラン）	2 クラブ年 3 回	9 クラブ年 3 7 回	3 クラブ年 3 回	2 クラブ年 2 回	未実施	9 クラブ年 1 8 回	生涯学習課 図書館
		おはなし会の実施回数（子育て支援センター）	未実施	年 5 回	年 2 3 0 回	年 2 3 2 回	年 2 3 7 回	年 2 3 0 回	生涯学習課 図書館
		おはなし会の実施数（北守谷児童センター）	2 か所年 2 3 回	2 か所年 2 3 回	年 6 8 回	年 1 1 回	年 8 2 回	年 1 2 回	児童福祉課 図書館
		おはなし会の実施数（南守谷児童センター）			年 7 0 回	年 9 8 回	年 1 0 0 回	年 1 2 回	
		おはなし会の回数（保育所・園）	未実施	未実施	年 1 2 回	年 1 2 回	年 1 0 回	年 1 2 回	児童福祉課 図書館
		おはなし会の回数（幼稚園）	4 か所 年 3 ～ 1 2 回	4 か所 年 3 ～ 1 2 回	4 か所 年 3 ～ 1 2 回	4 か所 年 3 ～ 1 2 回	4 か所 年 3 ～ 1 2 回	6 か所年 1 2 回	児童福祉課 図書館
	(2) 絵本や読み聞かせの推進	幼稚園による毎日の読み聞かせ実施数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	5 か所	6 か所	
		保育所・園による毎日の読み聞かせ実施数	6 か所	6 か所	7 か所	7 か所	9 か所	6 か所	

第二次計画行動目標実績

基本方針	具体的な取組	指 標	現状値	実績	実績	実績	実績	目標値	所管
			H23※	H24	H25	H26	H27	H 2 8	
2. 家庭・地域、学校における読書機会の提供・読書環境の整備	(3) ブックスタートの継続的な実施	ブックスタートの継続的な実施	実施	継続	継続	継続	継続	継続	図書館
	(4) ブックトークの実施	ブックトークの実施回数	計12回	計14回	計4回	計5回	計5回	計30回	図書館
		ブックトークの実施校数	5校	6校	4校	4校	3校	13校	図書館
	(5) パネルシアターの普及推進	パネルシアター数	41冊	48冊	48冊	59冊	68冊	60冊	図書館
	(6) おはなしボランティア養成講座及び研修の実施	講座実施回数	3回	5回	5回	3回	12回	8回	図書館
		おはなしボランティア団体数	7団体	7団体	9団体	9団体	9団体	12団体	
	(7) 行事や企画の充実	行事の実施数(図書館)	年11回	年10回	年10回	年10回	年9回	年15回	図書館
	(8) 授業での絵本・紙芝居などの使用回数	授業での絵本・紙芝居などの使用回数	年26回	年36回以上	年36回以上	年36回以上	年36回以上	年36回	指導室
	(9) 朝の読書活動の継続	実施校数	13校	13校	13校	13校	13校	13校	指導室
		実施校数(小学校4年生以上で年間50冊以上)	4校	9校	9校	9校	9校	9校	指導室
	(10) 読書目標を達成した子どもの表彰	実施校数(中学生で年間30冊以上本を読んだ生徒)	1校	4校	4校	4校	4校	4校	指導室
3. 子どもの読書活動を高めるための普及活動	(11) 地区文庫活動を行う団体への支援	地区文庫への図書提供冊数	155冊	152冊	129冊	107冊	137冊	230冊	図書館
	(12) 各種研修会などへの積極的参加	視察研修の実施数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年2回	指導室
	(1) 子ども読書の日や守谷親子読書の日などの普及活動	としょかんだよりの回数	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	図書館
	(2) ホームページの充実	図書館HPに学校支援ページを立ち上げ	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	図書館
		学校のホームページから学校図書館の蔵書検索ページへのリンク	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	学校教育課 図書館
	(3) 家庭教育講座等での読書活動の指導	家庭教育講座や保護者会などでの読書活動の推進回数	未実施	未実施	未実施	年1回	年1回	年1回	指導室 生涯学習課 児童福祉課
	(4) 市内の書店との協力	市内の書店との提携店数	0店	0店	0店	0店	0店	4店	図書館

※行動目標の現状値のデータは、平成23年度実績を引用しています。

第2章 第三次計画の基本方針等

1 基本方針

守谷市では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」※14 及び茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画」※15 を踏まえ、守谷市の教育目標に掲げる「新しい時代をたくましく生きぬく人づくり」を目指して、平成19年3月に「第一次計画」、平成25年2月には「第二次計画」を策定しました。この間、学校図書館法の改正や著作権法改正に伴い開始された「図書館向けデジタル化資料送信サービス」、スマートフォンやタブレット端末の普及などにより読書環境が大きく変化しました。守谷市における子ども読書活動を推進・継続するため、「第三次計画」を策定することとし、基本方針を次のとおりと定めます。

〔1〕学校図書館のサービス充実

これまでに、図書館と学校図書館の連携やデータベース化など、ハード面においては一定水準の整備が整いました。さらに魅力ある学校図書館作りによって児童生徒の自発的な読書を促すため、学校図書館の資料の充実と環境整備に努めます。

〔2〕家庭、地域、学校における読書活動の充実

子どもの自発的な読書活動を推進するためには、身近なところで読書ができるということが重要です。それには、図書館、公民館、保育所・認定こども園・幼稚園、児童センター、学校等の読書環境を整備・充実する必要があります。図書館は、関係団体や地域と連携しながら、世代交代しても読書環境が継続するように、子どもの家庭や地域での読書を推進するとともに、読書活動を支える人材の育成と支援に継続的に取り組みます。

〔3〕子どもの読書活動を高めるための普及活動の継続

子どもは、その発達段階に応じて読むことの喜びや楽しさを知り、読書に対する理解や関心を深めます。子どもが読書体験を重ね、積極的に読書活動に対する意欲を高めるために、いろいろな機会を捉

え，広く啓発・普及に努めます。

2 計画の対象

計画の対象者は，乳幼児から中学生とします。

子ども読書活動の推進に関する法律第2条では，18歳以下の子どもを対象としていますが，守谷市では，中学生までが読書の基礎を築く大切な時期と捉えました。

3 計画の期間

この計画の実施期間は，平成29年度から平成33年度までのおおむね5年間とします。



第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 学校図書館のサービス充実

〔施策の方向〕

学校図書館は、児童生徒が利用するに当たり、一定水準の整備が整いました。本計画では、児童生徒及び教諭にとってより利用しやすいものとなるよう読書環境の充実に努めます。また、学校図書館奉仕員の継続的配置とともに、資質向上に努めます。

〔具体的な取組〕

（1）学校・学校図書館の取組

① 学校図書館利用のためのオリエンテーションの実施

学校は、学校図書館利用のためのオリエンテーションを各学校で学年ごとに実施し、利用を促進します。

② 学校図書館を計画的に利用するための研究

学校は、教職員の学校図書館部会において、学校図書館を計画的に利用するための研究を行います。

③ 備品等の整備

学校は、書棚や机・椅子等の学校図書館備品の整備状況を確認するとともに、大規模なものは市に修理・更新・新規購入依頼（要請）をします。また、資料を整理・整頓し、児童・生徒が本を読みたくなる環境づくりに努めます。

（2）学校教育課の取組

① 図書の計画的整備

学校図書館図書標準に定める冊数を基準に学校図書館資料の充実に努めます。

② 学校図書館奉仕員の勤務体制の継続と研修

学校図書館のサービスの向上を図るため、学校図書館奉仕員の勤務日数・時間などの勤務体制を維持するとともに、研修等を行い資質向上を図ります。

③ 学校図書館奉仕員同士のコミュニケーション機会の提供

学校図書館奉仕員同士が定期的にコミュニケーションを取り、連絡調整と情報交換ができる機会を設けます。

④ 備品等の予算措置

学校と連携して、必要な備品等の整備や修繕を行います。

(3) 図書館の取組

① 学校への団体貸出及び学校間相互利用の協力

図書館職員は、司書教諭及び学校図書館奉仕員と連携・協力し、学校への団体貸出及び学校間相互利用が円滑に実施できるように努めます。

2 家庭、地域、学校における読書活動の充実

〔施策の方向〕

子どもたちの自発的読書のため、家庭や地域、保育所・認定こども園・幼稚園、保護者会や家庭教育講座と連携しながら、家庭内での読書時間の増加を目指します。学校における朝の読書を継続して推進するとともに、魅力ある学校図書館の運営に努めます。

〔具体的な取組〕

(1) 学校・学校図書館の取組

① 朝の読書活動の継続

学校は、継続して朝の読書活動を行います。

② 読書目標を達成した子どもの表彰

学校は、小学4年生以上は年間50冊以上、中学生は30冊以上の読書目標を達成した子どもを表彰し、子どもの読書への意欲を高めます。

③ 行事や企画の充実

学校図書館は、子どもの読書活動を推進するため、子どもを対象とした行事等を企画します。

(2) 指導室の取組

① 障がいのある子どもへの読書活動の推進

学校は、子どものニーズに応じた良好な読書環境を確保する

とともに、絵本や紙芝居などを使った授業について工夫します。

② 各種研修会などへの積極的参加

学校は、教職員に対し学校図書館の活用や読書推進についての各種研究会や研修会へ参加しやすい体制づくりを進めます。

(3) 図書館の取組

① おはなし会の継続

図書館は、学校、保育所・認定こども園・幼稚園、児童クラブ、地域子育て支援センター、児童センターなどに出向いておはなし会を行い、読書の楽しさを伝えるとともに図書館の利用も促します。

② ブックスタートの継続的な実施

図書館は、保健センターの3～4か月児健康診査に合わせて行うブックスタートを継続して実施します。

③ ブックトークの実施

図書館は、ブックトークの拡充に努め、児童・生徒が本へ興味を抱くような環境づくりを進めます。

④ おはなしボランティア養成講座及び研修の実施

図書館は、新規ボランティアの拡充のため、おはなしボランティアの養成を行うとともに、既にボランティア活動をされている方に対しては研修等の機会を設けます。また、学校での地域やPTAの方による読み聞かせ※16 活動に対して支援します。

⑤ パネルシアター・エプロンシアターの普及推進

図書館は、パネルシアター・エプロンシアター※17 の普及に努めるため、研修等を行います。

⑥ 行事や企画の充実

図書館は、子どもの読書活動を推進するため、子どもを対象とした行事等を企画します。

⑦ 障がいのある子どもへの読書活動の推進

図書館は、障がいの状態に応じた図書資料の貸出しを積極的に行います。

(4) 生涯学習課の取組

① 絵本や読み聞かせの推進

生涯学習課は、児童クラブに通う子どもが本に親しむ活動を

積極的に行うよう努めます。

(5) 児童福祉課の取組

① 絵本や読み聞かせの推進

保育所・認定こども園・幼稚園は、幼少期の読書の必要性について理解を深めるとともに、保護者、ボランティアなどとの連携・協力による絵本の読み聞かせ等を積極的に行います。

3 子どもの読書活動の理解を高めるための普及活動の継続

〔施策の方向〕

子どもの読書活動の理解を高めるため、あらゆる媒体を利用し普及活動を行います。家庭内での読書時間の増加を図るため、低年齢時から本に親しむ習慣を身に付けられるよう、子育て世代に向けた読書啓発に努めます。

〔具体的な取組〕

(1) 学校・学校図書館の取組

① ホームページの充実

学校のホームページに図書館や学校図書館の検索ページをリンクさせ、図書情報の発信ができるように努めます。

(2) 図書館の取組

① 子ども読書の日や守谷親子読書の日

図書館は、子ども読書の日（4月23日）や守谷親子読書の日（毎月第2土曜日）の定着に向け、広報紙や図書館ホームページ、施設の訪問等により周知に努めます。

(3) 生涯学習課・児童福祉課の取組

① 家庭教育講座等での読書活動の指導

家庭教育講座、子育て支援活動、保育所・認定こども園・幼稚園、保護者会などで、子どもの読書活動について保護者の理解を深めるとともに、読書活動を促進します。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

〔施策の方向〕

子どもの読書活動の一層の推進を図るために、家庭、地域、学校が緊密に連携し、提案・協議のできる総合的な推進体制を継続します。

〔具体的な取組〕

(1) 第三次守谷市子ども読書活動推進会議の設置

本計画を効果的に推進するため、市、学校、保護者、民間団体の代表者などで構成する第三次守谷市子ども読書活動推進会議を設置します。

(2) 「第三次計画」の実施状況調査と見直し

第三次守谷市子ども読書活動推進会議は、本計画の実施状況を検証し、必要に応じて本計画の見直しを含め、提案します。

2 第三次計画における行動目標

〔施策の方向〕

本計画の行動目標は、次ページ以降に示します。

なお、守谷市は本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

子ども読書活動推進計画における行動目標1/2

基本方針	具体的な取組	指 標	現状値	目標値	所管
学校図書館のサービス 充実 P11 - P12	学校図書館利用のためのオリエンテーションの実施	オリエンテーションの実施校数	12校	13校	学校・学校図書館
	学校図書館を計画的に利用するための研究	学校図書館を計画的に利用するための研究会の実施回数	年2回	年2回以上	学校・学校図書館
	図書の計画的整備	学校図書館図書標準の達成校	10校	13校	学校教育課
	学校図書館奉仕員の勤務体制の継続と研修	1校当たりの1週の出勤日数	小学校：5日 中学校：3日	継続	学校教育課
		1校当たりの1日の従事時間数	小学校：4時間 中学校：3.5時間	継続	
	学校図書館奉仕員同士のコミュニケーション機会の提供	学校図書館奉仕員同士のコミュニケーション機会の提供数	年1回	年2回	学校教育課
	学校への団体貸出及び学校間相互利用の協力	学校図書館への団体貸出冊数	1,416点	2,000点	図書館
		学校間の借受・貸出冊数	737冊	800冊	図書館
家庭、地域、学校における読書活動の充実 P12 - P13	朝の読書活動の継続	実施校数	13校	継続	学校・学校図書館
	読書目標を達成した子どもの表彰	実施校数	13校	継続	学校・学校図書館
	行事や企画の充実	行事や企画の実施回数	年1回	年1回以上	学校・学校図書館
			年3回	年3回以上	図書館
	障がいのある子どもへの読書活動の推進	授業での絵本・紙芝居などの使用回数	年36回	継続	指導室
	各種研修会などへの積極的参加	研修会などへの参加回数	年1回	年1回以上	指導室
	おはなし会の継続	出張おはなし会の実施回数	未実施	年3回以上	図書館

子ども読書活動推進計画における行動目標2/2

基本方針	具体的な取組	指 標	現状値	目標値	所管
家庭、地域、学校における読書活動の充実 P13 - P14	ブックトークの実施	ブックトークの実施校数	3校	9校	図書館
	おはなしボランティア養成講座及び研修の実施	ボランティア養成講座開催回数	年1回	年1回以上	図書館
		ボランティア育成研修開催回数	年1回	年1回以上	図書館
	パネルシアター・エプロンシアターの普及推進	パネルシアター・エプロンシアター普及のための研修回数	未実施	年1回以上	図書館
	絵本や読み聞かせの推進	図書館からの団体貸出実施数	12か所	20か所	図書館 児童福祉課
		ボランティア、保護者等によるおはなし会の実施数	10か所	20か所	生涯学習課 児童福祉課
子どもの読書活動の理解を高めるための普及活動の継続 P14	ホームページの充実	学校のホームページから図書館・学校図書館の蔵書検索ページへのリンク	8校	拡充	学校・学校図書館
	子ども読書の日や守谷親子読書の日等の普及活動	子ども読書の日イベント実施回数	年1回	年1回以上	図書館
		守谷親子読書の日イベント実施回数	未実施	年1回以上	
	家庭教育講座等での読書活動の指導	家庭教育講座等での読書活動の推進回数	年1回	年1回以上	生涯学習課 児童福祉課

用語解説

※ 1 学校読書調査

毎年、公益社団法人全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で行っている読書調査で、小学生（４年生以上）・中学生・高校生を対象にした調査です。この調査は、毎回１万人以上の児童生徒を対象に実施するもので、子どもの読書に関する長年にわたる定点観測として日本で唯一の貴重なデータです。子どもを取り巻く状況や教育を語るときには、なくてはならない資料として高く評価されています。調査の結果は、毎日新聞紙上と協議会の機関誌「学校図書館」の１１月号に掲載されます。これまでの詳しいデータは、「読書世論調査」（毎日新聞社発行）に掲載されています。

※ 2 指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業や NPO 法人など法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。指定に当たっては、議会の議決が必要です。一方で清掃や植栽管理など業務の一部を任せることを業務委託と言い、指定管理者が個々の具体的業務について、その一部を第三者に委託することもできます。

守谷市では、図書館の他に児童センター、公民館を指定管理者に任せています。

※ 3 学校図書館奉仕員

学校図書館において、貸出・返却業務や図書の整理などを行っている非常勤一般職員です。市が採用し、小学校は週２０時間、中学校は週１０．５時間の勤務で市内小中学校すべてに配置しています。

※4 司書教諭

司書教諭とは、小学校・中学校・高等学校の図書館で専門的職務に従事する教員のことをいいます。学校図書館法には「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と定められています。司書教諭の発令は、当該学校で教諭であり、司書教諭資格を取得している者でなくてはなりません。教諭であるので、教員の免許状を有していなければなりません。司書教諭資格は、大学等で、開講する所定の科目の単位を修得し、教員免許状を併せ持つことにより取得できます。また、各学校の教諭は、夏休みなどに行われる所定の講習を受講することにより、資格を取得できます。

※5 もりやスクールコミュニケーション

教育委員会～学校間のイントラネットを利用し、教育委員会と市内の学校間との多岐に渡る校務を効率化し、情報伝達の円滑化と迅速化を実現する教員・事務職員に向けた WWW 型コミュニケーションシステムです。

※6 ブックスタート

守谷市では、平成15年7月から保健センターで3～4か月児健康診査時に行っています。ブックスタートの際には、絵本1冊、趣旨説明パンフレット、図書館の案内、赤ちゃん向け絵本リストなどをブックスタートパックとして、配布しています。また、参加した乳幼児の図書館利用カードを発行するなど図書館の利用推進も図っています。さらに、ボランティアの協力のもと、趣旨の説明や簡単な読み聞かせを行っています。

※7 ブックトーク

グループを対象として、一定のテーマに沿って何冊かの本を紹介していくことです。多くは、図書館、学校において子どもたちに対して図書館員、学

校の先生などにより行われます。ブックトークの目的は、その本の内容を教えることではなく、その本の面白さを伝えることであり、子どもにその本を読みたいという気持ちを起させることです。また、ブックトークのあとで、子どもが興味を持った本を実際に自分で読めるように本を複数用意することも大切です。

※8 パネルシアター

1973（昭和48）年に古宇田亮順氏によって考案され、命名されました。毛羽立ちのよい布をピンと張ったパネルボードに、不織布で作った絵人形を貼ったり、動かしたりしながら、お話や、歌あそび、ゲームを構成していく表現方法です。市販されているものもありますが、専用の不織布で絵の具やペンで着色し、手づくりで作成することもできます。蛍光塗料を使いブラックライトで光らせる「ブラックパネルシアター」もあります。

※9 朝の読書

学校で、毎朝ホームルームや授業が始まる前の10分間、先生と生徒がそれぞれに自分の好きな本を黙って読む活動です。1988年（昭和63年）千葉県の高校教諭林公（はやし・ひろし）氏が提唱し、実践したのが始まりです。朝の読書で大切なのは、次の四つの理念です。第一は、全校一斉に行います。みんなでやります。全教職員が全く同じ条件で同じことに取り組むことによって、相互理解を深め、相互協力の体験を実際に積み重ねていくことができます。第二は10分間だが毎朝続けます。毎日やります。理屈抜きに体で覚えさせることによって、言ってみれば、習慣の力の偉大なこと、規律正しいことの良さといったものを、どの子どもにも認識させることができます。第三は、読む本は自分で選びます。好きな本で良いです。好きな本で良いことにすれば、生徒全員が自然と自分の個性に合ったものを選びます。最後に、本を読むこと以外何も求めません。ただ読むだけです。純粹に本の

世界に没入することによって、生徒たちはそこから深い感動を得て、それを契機として自分自身の友人関係や家族関係、また、教師との信頼関係といったものにまでより深く、より豊かに発展させていくことができます。

※ 10 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日は「子ども読書の日」と定められています。これは、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが自主的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。ちなみに、4月23日は、シェイクスピアとセルバンテスの命日であり、ユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言している日です。また、欧米、特にスペインでは、4月23日を「サン・ジョルディの日」として、本を贈る習慣があります。また、社団法人読書推進運動協議会が、毎年、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」と定めて、子どもの読書活動の普及・啓発活動を行っています。

※ 11 守谷親子読書の日

この推進計画の中で、家族ぐるみでの読書の機会を増やす取組として毎月第2土曜日を“守谷親子読書の日”に指定し、読書活動推進に取り組んでいます。第2土曜日は、中央図書館で定期的におはなし会を実施していることなどから、この日に設定しました。

※ 12 家庭教育講座

守谷市では、平成21年度から健全な児童・生徒の育成を目指し、親としての自覚や意識を高め合うことを目的に実施しています。子育て・家庭教育に関する学習機会の提供の場です。生涯学習課主体で平成28年度には、家庭教育講座（講座10回、講演会1回）を計11回開催しました。

※13 子どもゆめ基金

未来を担う夢を持った子どもの健全な育成の一層の推進を図ることを目的に、民間団体が実施する特色ある新たな取組や、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等への支援を行うものです。

※14 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に閣議決定された国の計画です。これを基本として地方公共団体も「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めることとされています。

※15 いばらき子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として、茨城県が平成16年3月に策定した計画です。県では、この計画に基づき各市町村も「子ども読書活動推進計画」を策定するよう促しています。

※16 読み聞かせ

主に乳幼児から小学生の子どもに対して、保護者、図書館員、保育士などが、本を見せながら読んであげることです。読み聞かせは、子どもの読書への導入として有効であり、聞く力、ことばからのイマジネーション、本に対する興味を育てます。

※17 エプロンシアター

エプロンを舞台に見立て、ポケットから人形を取り出し、その人形をエプロンにつけたりしながら演じます。エプロン上の人形劇のことです。

※ 18 「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」

守谷市では、文部科学省の補助事業である「放課後子ども教室」事業と、厚生労働省の補助事業である「放課後児童クラブ」事業とを連携させ、小学生を対象とした総合的な放課後対策事業「放課後子ども総合プラン」として推進しています。

子ども教室は、子どもたちが放課後安全に過ごせる居場所として、市内各小学校で開催。児童クラブは、保護者が就労などにより、昼間留守家庭となる市内在住の小学1年生から6年生の児童を対象とし、放課後等に、遊びや集団生活の場を提供しています。